

2022年6月1日  
一般社団法人日本うつ病リワーク協会  
施設認定委員会

一般社団法人日本うつ病リワーク協会  
施設認定申請および訪問審査における新型コロナウイルス感染症対策について

当協会では、新型コロナウイルス感染状況から施設認定申請および訪問審査を当面の間見合わせておりましたが、今後の感染対策を踏まえた協会の方針を示し、今後の施設認定活動を実施して参ることとなりました。

この対策および方針は、2022年6月1日以降『リワーク施設認定制度』に加え実施いたします。

記

原則：次の3条件が満たされた場合に訪問審査を行います。

- ① 受審医療機関が訪問審査に対応できる。
- ② 2名の認定調査者の体制がとれる。
- ③ 訪問審査中に認定調査員が新型コロナウイルスに感染するリスクが低い。

解説

原則① 受審医療機関が訪問審査に対応できる。

受審医療機関が、予定している訪問審査準備が整っていることが必要です。

受審医療機関が、新型コロナウイルス対策を理由に訪問審査の延期を希望する場合は、「パンデミックによる訪問審査の延期」と認め訪問審査を延期します。

原則② 2名の認定調査者の体制がとれる。

2名の認定調査者が訪問審査に往訪できることが必要です。

訪問審査の時点で、新型コロナウイルス感染症患者（無症状病原体保有者を含む）との濃厚接触者または、訪問審査当日に発熱や咳嗽などの症状がある認定調査者は、当該医療機関の訪問審査に従事できません。

認定調査者が、勤務先の方針または自らの判断で新型コロナウイルスへの感染リスクを減らすために訪問審査に往訪しないと判断した場合、協会はその判断を尊重します。認定調査者に欠員が生じて予定の現地調査ができない場合は、「協会都合による

訪問審査の延期」とします。

原則③ 訪問審査中に認定調査者が新型コロナウイルスに感染するリスクが低い。

次のすべてを満たす必要があります。

- 1) 当該医療機関において新型コロナウイルスの院内感染がないこと
- 2) 当該医療機関の職員に新型コロナウイルス感染症患者（無症状病原体保有者を含む）との濃厚接触者がいないこと

認定調査者は、医療機関が指示する感染予防措置を実践し調査します。

以上